



青峰学園進路だより

令和5年6月23日

東京都立青峰学園校長

吉池 久

進路指導部 No.1 遠藤 遥

梅雨の時期となり、じめじめと暑さを感じる季節となりました。入学式から、新1年生は緊張と希望を胸に新生活がスタートし、少しずつ学校生活にも慣れてきています

また、様々な行事も行われ、就業技術科2年生、3年生は、多くの生徒が現場実習をスタートし、一人一人目標や課題をもって学校生活を送ることができています。

さて、今年度の進路だより第1号は、福祉サービスや就労に関する専門的な知識など、進路学習会で得た情報を一部お伝えします。

6月1日（木）保護者向け進路学習会の報告

1部は、青梅市健康福祉部 障がい者福祉課（サービス係）様による「障害福祉サービス等の利用について」講演を行っていただきました。2部は、青梅公共職業安定所（ハローワーク青梅）様より「特別支援学校における就職への流れ」、「ハローワークとの連携」、「重度知的障害者判定」「障害者雇用制度と障害者雇用の現状」「働くために必要なこと」についての講演を行っていただきました。

「障害福祉サービス等の利用について」「働くために必要なこと」について、以下に、御紹介いたします。

サービス等の利用について

障害者総合支援法や児童福祉法に基づき、障害のある方が、居宅や施設等においてサービスを受けられるものであり、障害福祉サービス、地域生活支援事業、障害児通所支援の大きく3つに区分されます。

障害福祉サービスとは、ホームヘルプ、通所施設、入所施設、グループホーム等で、大きく分けて、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービスの3種類があります。

地域生活支援事業とは、障害のある人が、日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の実情に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施するところです。移動支援事業、日中一時支援事業等で、日中等の移動支援を行っていただくところです。

障害児通所支援とは、放課後等デイサービス等で、放課後や休日等に通所する施設になります。

利用は利用者と事業者の契約により行われ、利用者の金銭負担は課税世帯で1割、非課税世帯では0割となっております。18歳以上の方については、本人及び配偶者のみを「世帯」とします。

また、食費等の実費については利用者の負担になります。

